

第26号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

【調達公告】

- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）…………… 2
- △ 同（委託契約関係）…………… 4

---

# 調 達 公 告

---

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部が発注する令和3年度及び令和4年度の工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等を次のとおり定めた。

令和3年3月1日

横 浜 市 長 林 文 子  
横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者  
水 道 局 長 大久保 智子  
横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者  
交 通 局 長 三 村 庄 一  
横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者  
病 院 経 営 本 部 長 平 原 史 樹

令和2年9月4日横浜市告示第623号第10項の規定に基づき令和2年9月23日横浜市調達公告第112号による審査を行い、工種ごとに入札参加資格者の格付を定めた。また、格付等級別に工事費の範囲を別表のとおり定めた。

ただし、工事の性質等により市長（水道局が契約を締結する場合においては水道事業管理者、交通局が契約を締結する場合においては交通事業管理者、医療局病院経営本部が契約を締結する場合には病院事業管理者）が特に必要と認める場合は、これと異なる取扱いができるものとする。

別表

(1) 土木

| 等級 | 格付点数           | 工事費の範囲               |
|----|----------------|----------------------|
| A  | 1,025点以上       | 1億2,000万円以上          |
| B  | 830点以上1,025点未満 | 2,500万円以上1億2,000万円未満 |
| C  | 830点未満         | 2,500万円未満            |

(2) 舗装

| 等級 | 格付点数         | 工事費の範囲             |
|----|--------------|--------------------|
| A  | 935点以上       | 4,500万円以上          |
| B  | 795点以上935点未満 | 2,500万円以上4,500万円未満 |
| C  | 795点未満       | 2,500万円未満          |

(3) 造園

| 等級 | 格付点数   | 工事費の範囲    |
|----|--------|-----------|
| A  | 920点以上 | 2,000万円以上 |
| B  | 920点未満 | 2,000万円未満 |

(4) 建築

| 等級 | 格付点数           | 工事費の範囲               |
|----|----------------|----------------------|
| A  | 1,000点以上       | 1億2,000万円以上          |
| B  | 800点以上1,000点未満 | 2,500万円以上1億2,000万円未満 |
| C  | 800点未満         | 2,500万円未満            |

(5) 電気

| 等級 | 格付点数   | 工事費の範囲    |
|----|--------|-----------|
| A  | 930点以上 | 2,500万円以上 |
| B  | 930点未満 | 2,500万円未満 |

(6) 管

| 等級 | 格付点数   | 工事費の範囲    |
|----|--------|-----------|
| A  | 845点以上 | 2,500万円以上 |
| B  | 845点未満 | 2,500万円未満 |

(7) 上水道

| 等級 | 格付点数   | 工事費の範囲      |
|----|--------|-------------|
| A  | 920点以上 | 1億3,000万円以上 |
| B  | 920点未満 | 1億3,000万円未満 |

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（委託契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部が発注する令和3年度及び令和4年度の委託の契約を含む。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等を次のとおり定めた。

令和3年3月1日

横浜市 市長 林 文子  
横浜市水道事業管理者  
水道局長 大久保 智子  
横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一  
横浜市病院事業管理者  
病院経営本部長 平原 史樹

令和2年9月4日横浜市告示第623号第10項の規定に基づき令和2年9月23日横浜市報調達公告版第12号による審査を行い、種目ごとに入札参加資格者の格付を定めた。また、格付等級別に発注標準金額の範囲を別表のとおり定めた。

ただし、市長（水道局が契約を締結する場合には水道事業管理者、交通局が契約を締結する場合には交通事業管理者、医療局病院経営本部が契約を締結する場合には病院事業管理者）が特に必要と認める場合は、これと異なる取扱いができるものとする。

別表

## (1) 建物管理

| 等級 | 格付点数       | 発注する金額の範囲        |
|----|------------|------------------|
| A  | 69点以上      | 2,000万円以上        |
| B  | 53点以上69点未満 | 600万円以上2,000万円未満 |
| C  | 53点未満      | 600万円未満          |

## (2) 公園緑地等管理

| 等級 | 格付点数       | 発注する金額の範囲        |
|----|------------|------------------|
| A  | 59点以上      | 1,700万円以上        |
| B  | 45点以上59点未満 | 900万円以上1,700万円未満 |
| C  | 45点未満      | 900万円未満          |